

会議の公開・非公開等について

1 検討委員会は原則公開とする。

ただし検討過程の土地の詳細情報等については、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例における非公開情報（※）に該当する場合があるため、毎回委員会において、当日の会議内容及び会議資料の公開範囲を整理・確認する。

※ 萩市情報公開条例（平成 17 年萩市条例第 29 号）第 8 条第 1 項

公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれに該当。（第 5 号）

2 公開で行った検討委員会の会議資料や会議録は、組合のホームページで公開する。

なお、検討途上において非公開とした情報であっても候補地選定が終了した後には公開することが適当と判断した情報は、改めて公開することを想定。